

加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領

平成17年10月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札参加資格審査及び契約事務取扱要綱第17条の規定に基づき、加賀市が発注する建設工事及び機械類の製造の請負、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに施設等の管理業務委託並びに工事用原材料等の買入れ（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、加賀市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する市工事等の競争入札における指名の停止（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行つたときは、建設工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、

当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもつてそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、加賀市及び市関係公社等の発注する工事（以下「市工事等」という。）に関し、次の一に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。

二 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規

定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

6 指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになつたと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
(指名停止の通知)

第5条 第2条第1項若しくは、第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により、指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市が発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴収するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ承認を受けたときは、この限りではない。
(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、建設工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(庶務)

第9条 指名停止等に関する庶務は、契約担当課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領（平成元年加賀市決済）又は建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成6年山中町告示第5号）（以下これらを「合併前の要領等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の要領等により決定を受けた指名停止は、当該指名停止の期間の満了する日までの間、それぞれこの要領の規定により決定を受けた指名停止とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領（平成17年10月1日加賀市決裁）（以下「改正前の要領」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、改正前の要領により決定を受けた指名停止は、当該指名停止の期間の満了する日までの間、それぞれこの要領の規定により決定を受けた指名停止とみなす。

別表第1 加賀市の施工区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の契約にかかる一般競争および指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事等の施工に当たり、過失により市工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>6 か月以内</p>
<p>3 前号に掲げる以外の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施行に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>3 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上</p> <p>4 か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>6 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>3 か月以内</p>
<p>7 市工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたときと認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上</p> <p>4 か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上</p> <p>2 か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上</p> <p>1 2 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員」という。）	3か月以上 9か月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	2か月以上 6か月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が市内の他の公共機関の職員の対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ウ 使用人	1か月以上3か月以内
3 次のア又はイに掲げる者が市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	2か月以上 6か月以内
イ 一般役員等	1か月以上 3か月以内
（独占禁止法違反行為）	
4 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上 24か月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6か月以上 24か月以内

措 置 要 件	期 間
<p>6 第4号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>2か月以上 24か月以内</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上 24か月以内</p>
<p>8 市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>6か月以上 24か月以内</p>
<p>9 第7号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>2か月以上 24か月以内</p>
(建設業法違反行為)	
<p>10 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>11 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上 9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団関係者)</p> <p>12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>13 有資格業者である個人又は、有資格業者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>14 有資格業者である個人又は、有資格業者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6ヶ月以上 12か月以内</p> <p>2か月以上 6か月以内</p> <p>2か月以上 6か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>17 交通安全の遵守にあたり、重大な過失により交通事故等を生じさせたと認められるとき。</p> <p>18 別表第1及び前各号にかかわらず特別の理由があると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p> <p>1か月以上 9か月以内</p> <p>2週間以上 2ヶ月以内</p> <p>必要と認める期間</p>